平成２３年（フ）第２２０４号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目19番22号　コックスウェインズ本郷台Ｂ－２
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２３７号
神奈川県海老名市中新田４丁目13番７－301号
債務者　武田　金春
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３９号
横浜市中区英町10番地１　日興パレス伊勢佐木町北ＰＡＲＴⅢ403号室
債務者　川又　　類
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００６号
神奈川県鎌倉市山崎1390番地　レーベンスガルテン山崎１号棟508号室
債務者　福岡　良夫
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１３１号
神奈川県鎌倉市大町１丁目２番21号　立川ビル３階、住民票上の住所横浜市南区堀ノ内町１丁目７番地４
債務者　白髪　厚志
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９号
愛知県豊田市駒場町南62番地
債務者　太田比呂志
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
愛知県碧南市浜尾町３丁目112番地　グリーンハイツ斉藤１－Ｃ号、従前の住所愛知県碧南市油渕町１丁目38番地　グリーンパーク西端103号室
債務者　田中　美鈴
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
愛知県安城市今池町２丁目１番１号　コープ野村Ｂ－809
債務者　加藤　友恵
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
岡山市中区西川原41番地１　カーサ・モリタⅡ101号
債務者　岡本　健司
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９４号
岡山市中区西川原41番地１　カーサ・モリタⅡ101号
債務者　岡本　理歩
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２４５号
東京都足立区栗原１丁目19－８　ネット第82－205
債務者　倉岡美登里
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２４６号
東京都足立区栗原１丁目19－８　ネット第82－101
債務者　倉岡　一隆
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２４９号
東京都北区浮間４丁目31－７－501
債務者　浅野　修司
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２５０号
東京都北区浮間４丁目31－７－501
債務者　浅野　りを
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３４３号
東京都江戸川区東葛西５丁目21－20－２Ａ
債務者　工藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部